

# 和泉市無所属市民派議員 小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10 自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626 事務所 Tel(Fax)0725-53-4451 Email masakokob@ybb.ne.jp http://masako-hiroba.info/ ホームページもご覧下さい

vahoo の小林昌子で検索出来ます



#### 目次

- ・市立病院経営健全化実施計画出る
- 議員への市民の葬儀情報送信訴訟原告敗訴
- ・昌子の広場

P2-3 P4

P1

市立病院経営健全化実施計画(案)出る 議員への市民の葬儀情報送信訴訟原告敗訴

# 市立病院経営健全化実施計画(案)が提示される

この度市立病院から和泉市立病院経営健全化計画(案) が議会に説明されました。この計画の中味の紹介と今後 の問題を考えます。

ご承知のように市立病院は医師不足等により患者数が減少し、大幅な赤字を出し存続の危機に立たされています。そのため外部有識者等による「和泉市立病院経営検討委員会」が設置され、昨年10月にその答申が出ました。誠に厳しい答申でした。

又国では公立病院の赤字が大きな問題になっていることを受けて、総務省が公立病院改革ガイドラインを策定し、地方自治体の病院の経営健全化を強力に推し進めようとしています。

この実施計画はこれらを踏まえて策定されたもので、 病院再建の最後の機会とも言える計画です。今までのよ うな計画倒れは最早許されないわけで、不退転の決意で これを完遂していただきたいと思います。

しかしながらこの計画を精査すると、数字あわせの一面が目について仕方がありません。以下この計画の内容と問題点を考えます。

# 目標だけで対策がない

この計画は総務省「改革プラン」にそって、平成 22 年度末の単年度黒字化を目標に、収支計画やそれを実現するための患者数や職員数、経費の見直し等の目標が設定されていますが、肝心のそれを実現する具体的方策が示されていません。特に今回の病院経営悪化の最大の要因であった医師不足の対策については全く触れられていない事は問題です。

#### 敢えて具体策といえるものは

外来患者を増やすための、総合内科の新設、消化器内 科応援医と外科医の連携、内科・外科の夜間診療

(これも医師確保が前提と思われます)

看護師削減のための配置基準の見直し

医師・事務職を除く職員を対象にした再雇用付退職勧 奨制度の導入

## 等です。

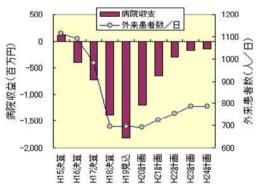
# 公立病院存続が前提だが

この計画は公立病院の存続を前提としたものです。

総務省のガイドラインでは「改革プランにおいては、民間的経営手法の導入等の観点から行おうとする経営形態の見直しについて、新経営形態への移行計画の概要(移行スケジュールを含む。)を記載する。」とし更に和泉市が既に実施している地方公営企業法の全部適用については、「現在財務規定等のみを適用している団体にとって比較的取り組み易い側面がある半面、逆に経営形態の見直しを契機とした民間的経営手法の導入が不徹底に終わりがちであるとの指摘がある点について、特に留意すべきである。」とし、公立病院の存続が前提となる計画で果たして良いのか考えさせられます。

# 収支計画は

#### 外来患者と病院収益



今度を表示しています。 年度でも数がこの主に、 年度でも数がこの主に、 の一に、 。 の一に、 の一に、

H24年度に病院収益をほぼ均衡させる計画です。 しかしながらこの計画は繰入が認められている以上に基 準外で 2.2億円の繰入を前提にしたものです。

< 4 頁に続く>

訴訟とは 講員の発

全く面識のない議員が葬儀に参列しているのを不思議に思われ た事はありませんか?

地域から出ているのでもなく、会ったこともないのにどうして議員が葬儀 に参列しているのか、不思議に思われたことはありませんか。

これにはこのような仕組みがあったのです。市民の方がなくなられると死亡届や火葬願いを市の市民課に届けます。議会事務局は市民課からその情報を収集し毎日それを大部分の希望する議員にFAX していたのです。

どうして通信費と手間をかけて議会事務局はそのようなことをするの

それは議員が葬儀情報の提供を要請していたからです。全く面識もない人の葬儀になぜ議員が参列するかというと、選挙が大きな要因と思います。議会事務局は裁判で「葬儀に参列し市民と接触することにより市民の要望を把握し、市政に生かせる」と葬儀参列を正当化しますが私はこれはまやかし以外の何物でも無いと思います。(判決では葬儀に参列することが選挙に有利に働くとの思惑は否定できないが、市政に生かせるとの効果も認められるとして議会事務局の主張を認めました)

# なぜそれを問題にするのか

議員が選挙のために参列するのは議員の個人的行為であり、議員活動とは認められない。このような行為に市の税金を使って情報提供するのは違法であり、送信する情報も個人情報保護条例に違反する。(判決では葬儀参列も議員活動と認められ、葬儀情報も形式的な最低限の情報で個人情報保護条例にも抵触しないとして原告の主張を排斥しました)

#### 他の自治体では

		自治体名	tal	台帳を備える	Fax等で通知
大阪府内	市	茨木市	•		
		高槻市	•	7	
		交野市	•	4	
		算面市	•		6
		摂津市	•		Č.
		貝塚市	•		
		枚方市	•		Ü.
		疫屋川市	•		ŀ
他府県		河内長野市		•	
		大東市	•		
		泉大津市		•	
		大阪狭山市	•		
		和泉市			•
		東大阪市	•		
		守口市	•		
		泉佐野市	•		
		松原市	•	4	
		門真市	•		
		藤井寺市	•	-	
		泉南市		•	
		岸和田市	•		Į.
		柏原市	•		J
		羽曳野市		•	
		阪南市	•	-	
		富田林市		•	
		高石市	•	1	
		堺市	•	-	
		吹田市	•	_	
		池田市	•		]
		八尾市	•	-	
		四条畷市	•	-	
		大阪市	•		
	Dy	豊中市	•		
	₽Ţ	島本町 能取町	•		I.
		111111111111111111111111111111111111111	•		•
		忠岡町	•		
		能勢町	•		
		田尻町			:
		河南町	•		
		要能町 太子町		1	•
		otest ∨ to 1		•	
	村	千早赤阪村		_	•
	43	長岡京市	•		_
(米)台帳を		長岡京市	÷	1	i.
		高砂市	÷	+	
		京都府加茂町	÷	1	
			-	1	

他の自治体の状況は左表のようになっています。市のレベルではFAXで議員に送信しているのは和泉市だけです。議会事務局が言うようにこれが議員活動に有効なものであれば、もっと多くの自治体でも行われているはずで、和泉市だけと言うことは何を示すのでしょうか。

自治体によっては以前はそのよう な事を行っていたが、個人情報保 護条例施行に伴い中止したという 自治体もありました。

毎日放送 VOICE でも放映 行政の問題等を取り上げる毎日放 送の VOICE でも取り上げられま した。極めて異例な事から取り上 げられたものと思います。 議員の葬儀参列を考える



# この裁判の意味すること

この裁判は FAX 通信費が無駄な費用であるとして差止を訴えたものですが、この訴訟のそもそもの狙いは議員活動とは一体何なのかを訴えたものです。

#### 期待される議員像

判決では議員活動について次のように言っています。

「普通地方公共団体の議会は、長の提出した議案について議決するだけにとどまらず、当該普通地方公共団体の住民の代表機関として、地域における行政の基本的施策等を提議、議論し、当該普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図る積極的役割を広く担う存在として位置付けられており」

葬儀参列がこの議員のあり方に相応しいか今一度考えてみる 必要があります。議会での発言が少なく、葬儀には足繁く参列 するのはどう考えても議員本来の姿とは思えません。

議員は一般質問以外にもいろいろ仕事がある?

ろくに質問もせず葬儀に参列する議員を葬儀議員と巷で言われていると裁判で原告に言われたのに対し、ある議員は「議員には質問以外にもいろいろ仕事がある。議会内部で譲り合ったり、それなりの不文律はある」として擁護しています。確かに質問以外にもいろいろ仕事があるでしょうが、まずもって議会で質問し、行政と対峙するのが仕事の中心でなければならないと思います。公開の議会の場で質問するのが市民への説明責任を果たすことにもなります。議会内部の理由で質問を控えるなどはどこを向いて議員活動を行っているのか疑問です。

議会毎に毎回それも時間いっぱい使って質問するのを非難するなどもっての他と思います。

#### 議員の特権意識

亡くなられた方を偲び、弔意を表すために葬儀に参列するのは 議員も市民も同じ事です。所が議員は FAX で葬儀情報の提供 というサービスを受けています。市民にはそのようなサービス はありません。町内の回覧や自分のネットワークでしか葬儀の 情報を得ることが出来ません。何故議員だけサービスを受ける のでしょうか。これは正しく議員特権というものです。このよ うな特権があることにある議員は全く疑問を持っていません。

公権力(裁判)によって、この不当な葬儀情報の提供を中止させることに失敗しました。残るは議会の自浄作用に期待するより方法はありません。その点からも市民の皆様が葬儀に参列するときには、議員の参列を注視して下さい。

# 平成20年3月発行

# 興味ある県議会議員の意見

# 三重県議会議員 M 議員のプログから

#### 葬式議員か?政策議員かそれとも 議員か

(<a href="http://blog.goo.ne.jp/mitani-jimusho/d/20060607より">http://blog.goo.ne.jp/mitani-jimusho/d/20060607より</a> (2006年6月7日投稿)

昨日、市内の某葬儀社の社長と、たまたま、偶然に市内の某所で話をする機会があった。県会議員と葬儀社の社長の会話であるので、話は自然に「県会議員は葬儀に出席すべきか?どうか?」になっていった。

当然のことながら、お世話になっていた方や親しくさせていただいていた方、いろんな意味でお付き合いのあった方などが亡くなったときには、葬儀に出席をし、ご冥福をお祈りするのは、ごくごく当たり前のことではあるが、問題はマッタク「知らない方」や「ご縁のない方」の葬儀まで出席をすべきか?どうか?である。

こう書いてみても、ここ桑名地区以外の皆さんは「ナニを面白いことを言っているのか?」と不思議に思われるかもしれませんが、桑名では昔から、葬儀の焼香順で、必ずと言っていいほど「市長」や「県議」の名前を呼ぶと言うことが慣例になっている。

従って、名前を呼ばれたときに居ないと「議員さんは来ているのに・・・」とか「アナタだけ来ていなかった」などと叱られることとなり、必然的にそれこそ競争のように、葬儀を探し出してまで、あたかも「葬儀出席」が県会議員のモットモ重要な「仕事」であるかのごとく、一生懸命、議員によっては「葬儀専門秘書」を置いてまで「葬儀出席」に精を出すこととなるのである。

葬儀社の社長曰〈「議員の葬儀参列は私どもにとって、チョット 迷惑なんです」「出来れば話し合って、ヤメル!訳にはいきません か?」と意外な言葉が出てきた。

まず、「焼香順」に神経を使わなければならない・・・地域事情 (ダレダレの地盤?)や喪主との関係(個人的にも社会的にも)などを考慮しなければならないし、お寺さんによっては「そんな選挙目的の弔電なんて読み上げるな!」と怒る人もいて、ナカナカ大変なんですよ!との説明である。

ナルホド、そう言われれば、その通りである。「個人情報保護法」 の施行以来、役所からは「葬儀」の「日時」や「場所」、「喪主の名 前」などの情報が入らなくなり、後援会の幹事さんにお願いをして 教えてもらったり、なかには毎日、葬祭場の看板をチェックして廻 って、弔電を打ったり、葬儀に出席をする県会議員までいる始末 である。

そこまでして「葬儀」に「出席」をするのは、「社会的な儀礼」の範囲をはるかに逸脱している!まさに「選挙目的」だ!と非難されても言い訳のしようがない。

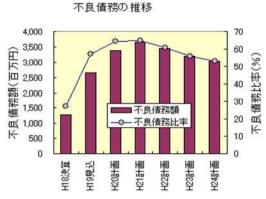
議員のなかには「葬儀の場で多くの人と会い、話を交わすことも目的のひとつ」などと言って「葬儀出席」を正当化する方もいるが、そんな場所で「県政」の報告が出来るはずもなく、政策の説明ができるわけもない。結局は「選挙運動」として「出席」をしているのであるから、故人も浮かばれないのではないだろうか?

「県政の報告」や「政策の説明」さらには「地域の要望」「県民の皆さんのご意見」などを話したり、お伺いをしたければ「県政報告会」や「地区座談会」などを開催すればイイのであって・・・また、そのような活動こそが、本来の議員活動であるはずなんですが・・・・?、そんなことの手間を惜しんで、手軽な「葬儀出席」でお茶を濁すと言うか?誤魔化していてはダメだ!と思います。

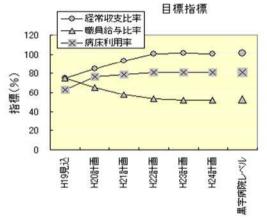
もう、イイカゲンに「葬儀」を探してまで「出席」をするのは止めませんか?ソンナコトに時間と労力を使うのはエネルギーの浪費だと思いませんか?どうでしょうか県会議員さん!市長さん!・・・と言いつつ、また今日も葬儀の連絡があった!トホホ・・・・??

原文のまま掲載させていただきました。 考えさせられます。

# 収支は均衡するが今までの赤字の問題は



不良債務があると言うことはお金が無くて職員の給与や 医療材料などが買えないことを表し、他の会計や銀行等 から借金してしのぐことになります。和泉市の市立病院 の不良債務比率(不良債務/医業収益×100)は H24 年度でも50%を超えていますが、これが 10%を超え ると地方財政法で総務大臣又は都道府県知事の許可を受 けないと企業債の発行が認められない事になっています。 経営指標は



目標のレベルは平 成18年度の集集に 立病院の実態に 立病院が変えい。 地に過度がある。 現状している がはない。 といっない、 とい、

H24 年度末で、ようやく黒字の公立病院並になる計画です。これとても並大抵の努力では実現できない厳しい目標です。

和泉市は公立病院の存続を前提にこの計画を策定しました。市民もそれを望んでいますが、病院の赤字のために税金を使うのも限度があります。この計画が達成されないと確実に病院は破綻します。市長や病院事業管理者はそのような事態になれば責任を回避することは出来ません。私たち議員も同じで、この計画を完遂するために出来る努力を惜しんではなりません。

# 昌子の日記

- 2/1 市営住宅運営審議会傍聴、社会教育審議会傍聴
- 2/5 都市計画審議会、槇尾川ダム署名活動 (光明池駅)

- 2/6 和泉中央駅会報配布、橋下知事岩国発言撤回申し入れ(府庁へ)
- 2/8 和泉中央駅会報配布
- 2/9 変わる医療制度パネラー
- 2/10 槇尾川ダム署名活動 in 槙尾山
- 2/11 淀川水系流域委員会傍聴、玉村方久斗展鑑賞
- 2/12 「淀川水系のダムを考える大阪府民の会」結成大会、 市営住宅審議会傍聴
- 2/13 予算説明会、ダム署名活動(和泉中央駅)、市政相談会
- 2/14 和泉中央駅会報配布
- 2/15 信太山駅会報配布、後期高齢者医療広域連合議会傍聴、石尾っ子の会
- 2/16 虹と緑政策研究会 in 神戸、ソロプチバザー準備
- 2/17 ソロプチミスト大阪南陵バザー、のぞみ野にパチンコ店はいらん政策協議会
- 2/18 和泉中央駅会報配布、議員研修会、病院経営健全化 実施計画説明会、自治を考える懇談会傍聴
- 2/19 和泉府中駅会報配布、環境審議会傍聴、国保・高齢 者医療制度勉強会
- 2/20 事務所運営委員会
- 2/21 ソロプチ例会、「性感染症」講演会
- 2/22 議会運営委員会
- 2/23 府新年度予算勉強会
- 2/24 地層の化石採取と講演会
- 2/26 和泉中央駅会報配布
- 2/27 和泉府中駅会報配布、市政相談会
- 2/28 光明池駅会報配布、EMグループ会合
- 2/29 本会議

< 事務所行事 > いずれも小林昌子事務所で 連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

> 事務所 TEL 0725-53-4451 (事務所 緑ヶ丘1-3-15)

# 万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
- ・会費 1,300円(3か月分) 14-16時
- ・62 回 4/12 生駒山を恋ふる歌
- ·63 回 5/11 万葉バスツアー(生駒、竜田の万 葉歌碑を訪ねて)

# ちぎり絵

- ・講師 西原志満子さん
- ·4月9日(水)13時~16時
- ·材料費実費 参加費無料

# パソコン講座(参加費無料)

·第 2、第 4 週の火曜 10 時から 12 時、 木曜 14 時~16 時

·パソコンが初めての方もどうぞご遠慮なく。 初めてこられる方はご連絡下さい

# 市政相談会

·第2、4水曜日 20:~21:30